

千葉県報

定例
令和7年7月4日

主要目次

告示

- 地方自治法に基づく指定納付受託者の指定
- 土砂災害警戒区域の指定
- 土砂災害警戒区域の指定の全部解除
- 土砂災害特別警戒区域の指定
- 土砂災害特別警戒区域の指定の一部解除
- 土砂災害特別警戒区域の指定の全部解除
- 公安委員会告示
- 警備員指導教育責任者講習の実施（二件）
- 海区漁業調整委員会指示
- 千葉県海区漁業調整委員会指示第二百四十九号
- 千葉県海区漁業調整委員会指示第二百五十号
- 公告
- 建設業法に基づく処分

一 一 一 二 二 二 二 五 五 六

告示

示

千葉県告示第三百七十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）別表第一建設業法（昭和二十四年法律第百号）に基づくものの項に規定する建設業許可申請手数料、建設業許可更新申請手数料、経営規模等評価手数料及び総合評定値通知手数料の納付事務の委託を受ける指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和七年七月四日

千葉県知事 熊谷 俊人

名称	住所又は事務所の所在地	納付事務の委託を受けることができる期間	指定をした日
株式会社エフレジ	大阪府大阪市北区大深町四番二〇号 グランフロント大阪タワーA	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで	令和七年四月一日

千葉県告示第三百七十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、同項の規定により令和六年千葉県告示第六百四十七号（土砂災害警戒区域の指定）で指定した土砂災害警戒区域のうち、次の区域の指定を解除する。

令和七年七月四日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 指定に係る区域

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大山野二四	君津市大山野、皿引及び宮下の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び君津土木事務所に備えて縦覧に供する。）

二 指定の解除に係る区域

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大山野二四	君津市大山野、皿引及び宮下の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び君津土木事務所に備えて縦覧に供する。）

千葉県告示第三百七十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、平成二十四年千葉県告示第二百三十三号（土砂災害警戒区域の指定）で指定した土砂災害警戒区域のうち、次の区域の指定を解除する。

令和七年七月四日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
根戸一	柏市根戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び柏土木事務所に備えて縦覧に供する。）

千葉県告示第三百七十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。
なお、同項の規定により令和六年千葉県告示第六百五十号（土砂災害特別警戒区域の指定）で指定した土砂災害特別警戒区域のうち、次の区域の指定を解除する。
令和七年七月四日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 指定に係る区域

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
大山野二四	君津市大山野、皿引及び宮下の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び君津土木事務所に備えて縦覧に供する。）
二 指定の解除に係る区域

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
大山野二四	君津市大山野、皿引及び宮下の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び君津土木事務所に備えて縦覧に供する。）

千葉県告示第三百七十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、令和五年千葉県告示第三百六十八号（土砂災害特別警戒区域の指定）で指定した土砂災害特別警戒区域のうち、次の区域の指定の一部を解除する。

令和七年七月四日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
布佐八	我孫子市布佐の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び柏土木事務所に備えて縦覧に供する。）

千葉県告示第三百七十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、平成二十四年千葉県告示第二百三十八号（土砂災害特別警戒区域の指定）で指定した土砂災害特別警戒区域のうち、次の区域の指定を解除する。
令和七年七月四日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
根戸一	柏市根戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び柏土木事務所に備えて縦覧に供する。）

公安委員会告示

千葉県公安委員会告示第24号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。
令和7年7月4日

千葉県公安委員会委員長 飯田 浩子

1 講習に係る警備業務の区分

第 1 4 0 5 5 号	
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）に係る講習 2 講習の期日及び時間 令和7年9月8日（月曜日）から18日（木曜日）まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで 3 講習の場所 千葉市中央区新田町4番22号 サンライト7階 4 受講対象者 （1）最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者 （2）警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者 （3）規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの （4）規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。）に係る旧規則第8条の合格証（以下「合格証」という。）の交付を受けている者 （5）旧規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの 5 受講定員 50人 6 講習業務の委託 講習業務は、一般社団法人千葉県警備業協会に委託して実施する。 7 受講申込手続等 （1）受講申込手続 ア 申込方法 受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、千葉県内の各警察署に備付けの受講申込票に必要事項を記入し、最寄りの警察署（千葉県以外に住所を有する者にあつては、千葉県内の最寄りの警察署）に提出すること。 なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。	イ 受講申込票受付期間等 令和7年7月28日（月曜日）から8月1日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで （2）受講者決定通知 受講申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受講者を決定し、受講申込票を受理した警察署を経由して受講希望者に対し受講者決定通知を行う。 なお、受講希望者が受講定員を超過した場合は、抽選により受講者を決定する。 （3）受講手続等 ア 受講手続 受講者として決定された者は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入し、添付書類とともに受講申込票を提出した警察署へ提出すること。 イ 受講申込書受付期間等 令和7年8月18日（月曜日）から22日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで ウ 添付書類 （ア）4（1）に該当する者 1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 （イ）4（2）に該当する者 合格証明書の写し （ウ）4（3）に該当する者 合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 （エ）4（4）に該当する者 合格証の写し （オ）4（5）に該当する者 合格証の写し及び警備業務従事証明書 （4）受講手数料等 ア 受講手数料 47,000円 イ 納入方法 現金又は別に定めるキャッシュレス決済により、受講申込書提出時に納入すること。 なお、既納の受講手数料は、還付しない。 講習に関する問合せ先 千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043（201）0110

令和7年7月4日（金曜日）

千葉県公安委員会告示第25号 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。 令和7年7月4日	
千葉県公安委員長 飯田 浩子	
1 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）に係る講習	
2 講習の期日及び時間 令和7年9月12日（金曜日）から18日（木曜日）まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで	
3 講習の場所 千葉市中央区新田町4番22号 サンライト7階	
4 受講対象者 1号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するもの （1）最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者 （2）警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者 （3）検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの （4）検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。）に係る旧検定規則第8条の合格証（以下「合格証」という。）の交付を受けている者 （5）旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの	
5 受講定員 10人	
6 講習業務の委託 講習業務は、一般社団法人千葉県警備業協会に委託して実施する。	
7 受講申込手続等 （1）受講申込手続 ア 申込方法 受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、千葉県内の各警察署に備付けの受講申込票に必要事項を記入し、最寄りの警察署（千葉県以外に住所を有する者にあつては、千葉県内の最寄りの警察署）に提出すること。 なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。 イ 受講申込票受付期間等 令和7年7月28日（月曜日）から8月1日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで （2）受講者決定通知 受講申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受講者を決定し、受講申込票を受理した警察署を経由して受講希望者に対し受講者決定通知を行う。 なお、受講希望者が受講定員を超過した場合は、抽選により受講者を決定する。 （3）受講手続等 ア 受講手続 受講者として決定された者は、講習規則別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入し、添付書類とともに受講申込票を提出した警察署へ提出すること。 イ 受講申込書受付期間等 令和7年8月18日（月曜日）から22日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで ウ 添付書類 （ア）4（1）に該当する者 1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し （イ）4（2）に該当する者 合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し （ウ）4（3）に該当する者 合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し （エ）4（4）に該当する者	

合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し (オ) 4 (5) に該当する者 合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し (4) 受講手数料等 ア 受講手数料 23,000円 イ 納入方法 現金又は別に定めるキャッシュレス決済により、受講申込書提出時に納入すること。 なお、既納の受講手数料は、遡行しない。 講習に関する問合せ先 千葉県警察本部生活安全部風俗対策課警備課 電話043 (201) 0110	千葉県漁業調整委員会指示第二百四十九号 千葉県海面における遊漁のまき餌釣りについて、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定により、次のとおり指示する。 令和七年七月四日 千葉県漁業調整委員会会長 石井 春人 一次の1から3までの区域内において、船舶を使用する遊漁のまき餌釣りは行っていない。 1 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 天面漁港合せ灯標柱 イ 北緯三五度三分五〇秒、東経一四〇度五分二〇秒の点 ウ 北緯三五度四分一〇秒、東経一四〇度六分の点 エ 鴨川市天面と同市太海との境界標柱 2 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ及びチの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 漁業権基点南七十三号（鴨川市と勝浦市との境界付近に設置した標柱） イ 北緯三五度六分一〇秒、東経一四〇度一二分四〇秒の点 ウ 北緯三五度六分一〇秒、東経一四〇度一四分二〇秒の点 エ 北緯三五度六分五〇秒、東経一四〇度一五分五〇秒の点 オ 北緯三五度六分五〇秒、東経一四〇度一七分四〇秒の点 カ 北緯三五度七分一〇秒、東経一四〇度一八分一〇秒の点 キ 北緯三五度七分二〇秒、東経一四〇度一九分五〇秒の点
ク 北緯三五度七分、東経一四〇度一九分四〇秒の点 ケ 北緯三五度七分一〇秒、東経一四〇度二〇分三〇秒の点 コ 北緯三五度七分二〇秒、東経一四〇度二〇分五〇秒の点 サ 北緯三五度七分五〇秒、東経一四〇度二一分一〇秒の点 シ 北緯三五度八分三〇秒、東経一四〇度二三分の点 ス 北緯三五度九分五〇秒、東経一四〇度二一分一〇秒の点 セ 北緯三五度一〇分、東経一四〇度二一分五〇秒の点 ソ 北緯三五度九分五〇秒、東経一四〇度二二分四〇秒の点 タ 北緯三五度一一分、東経一四〇度二四分四〇秒の点 チ 漁業権基点南七十九号の一（夷隅郡御宿町といすみ市との境界付近に設置した標柱） 3 外川漁港東防波堤灯台中心点から半径一二海里以内の千葉県海面のうち、次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線以東の区域 ア 北緯三五度四一分五三秒、東経一四〇度四五四分四〇秒の点（磯見川河口中心点） イ 北緯三五度三九分四〇秒、東経一四〇度四七分四〇秒の点 ウ 北緯三五度三九分一〇秒、東経一四〇度四四分一〇秒の点 エ 北緯三五度二九分五〇秒、東経一四〇度四八分五〇秒の点 二 船舶を使用して遊漁のまき餌釣りをする場合のまき餌使用量の基準は、次のとおりとする。ただし、当該まき餌の使用に当たっては、基準内の量を使用する場合であっても必要最小限の量としなければならない。 1 南房総市大房岬突端と神奈川県三浦市釧埼灯台中心点とを結んだ線以北の海面においては、一人一日当たり三キログラム以内 2 1以外の海面においては、一人一日当たり五キログラム以内 三 船舶を使用しないで遊漁のまき餌釣りをする場合は、当該まき餌の使用量は必要最小限の量とし、漁業権が設定されている区域にあっては、漁業権者の漁場管理に協力しなければならない。 四 この指示の有効期間は、令和七年八月一日から令和八年七月三十一日までとする。 千葉県漁業調整委員会指示第二百五十号 千葉県海面におけるがざみ類の採捕について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第二百一十条第一項の規定により、次のとおり指示する。 令和七年七月四日 千葉県漁業調整委員会会長 石井 春人 一 採捕の制限 千葉県海面（二に掲げる区域に限る。）においては、令和七年九月一日から十一月三	

第 1 4 0 5 5 号			千 葉 県	報	令和 7 年 7 月 4 日（金曜日）	
建設業法に基づく処分 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定により、次のとおり処分した。 令和七年七月四日 千葉県知事 熊谷 俊人 一 商号 竹内建設株式会社 二 主たる営業所の所在地 印西市原一丁目一番地五 三 代表者の氏名 竹内義政 四 許可番号 千葉県知事許可（特―三）第八三一四号 五 処分の内容 建設業法第二十八条第三項の規定による営業停止 1 停止を命ずる営業の範囲 土木工事業及び鋼構造物工事業に関する営業のうち、公共工事（国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第二項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。）に係るもの 2 期間 令和七年六月二十八日から令和八年六月二十七日までの一年間 六 処分の原因となった事実 令和六年六月三日に千葉地方裁判所から、刑法（明治四十年法律第四十五号）第百九十八条の規定により元役員を懲役刑に処する旨の判決（執行 十日までの間（三に掲げる時間に限る。）、がざみ類（がざみ、たいわんがざみ及びびしがにをいう。）を採捕してはならない。 二 採捕を制限する区域 共同漁業権共第二号及び共第三号（令和五年九月一日免許）の漁場の区域 三 採捕を制限する時間 午前零時から午前五時まで及び午後五時から翌午前零時まで 四 適用除外 一の制限は、次に掲げる場合には、適用しない。 1 法第五十七条第一項の規定による千葉県知事の許可を受けた者が当該許可に基づいて漁業を営む場合 2 二に掲げる区域内に設定されている共同漁業権の組合員行使権を有する者が当該権利に基づいて漁業を営む場合 3 試験研究機関が試験研究のために採捕する場合 猶予付き）があり、これが確定しており、このことが、建設業法第二十八条第一項第二号及び第三号に該当する。 七 処分をした日 令和七年六月二十七日				公 告		

購読料 本号 一部 一八円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

購読申込先

千葉県 〇四三（二二三）二六五八